

予防接種の償還払い (費用の払い戻し) 制度の流れ

やむを得ない事情で予防接種を県外で受けられる場合、予防接種の償還払い(費用の払い戻し)制度を活用できる場合があります。制度の利用には、事前に予防接種実施依頼書の交付が求められる場合があります、交付には事前の申請が必要です。

～償還払い制度の流れ～

おおよその日程

対象者の方がすること

～2週間前まで
(予防接種実施依頼書のお渡しまでに数週間かかるため、お早めにご連絡ください。)

- ☐ 接種希望の医療機関でRSウイルスワクチンの取り扱いがあるかを確認する。
- ☐ 接種希望の医療機関に予防接種実施依頼書の交付が必要か、また依頼書の宛先を医療機関・自治体のどちらにするかを確認する。

- ☐ 阿見町健康づくり課に、県外でRSウイルスワクチンを接種する旨を電話または来館にて連絡する。その際に、接種を希望する医療機関名・住所と予防接種実施依頼書が必要かの有無を伝える。
※予防接種依頼書は、町で作成でき次第、窓口または郵送にて受け取る。

接種当日

【予防接種実施】
(準備するもの)

- ☐ 定期予防接種実施依頼書 ※必要時
- ☐ 阿見町RSウイルス感染症予防接種予診票(妊婦用)
- ☐ 母子健康手帳
- ☐ マイナンバーカードまたは医療保険の資格確認書等
- ☐ 接種費用(医療機関により異なりますので事前にご確認ください)

原則、接種した年の
年度末
(3月31日)まで

- 阿見町健康づくり課窓口にて償還払い申請書をする。
(必要書類)
- ☐ 母子健康手帳
 - ☐ 振込口座先がわかるもの
 - ☐ 領収証または領収明細書(接種した種類・接種日・金額がわかるもの)
 - ☐ 阿見町RSウイルス感染症予防接種予診票(妊婦用)
 - ☐ 印鑑(訂正が必要な場合に必要)

助成金償還払い
申請後(入金まで
数か月かかること
があります)

申請時の振り込み先へ、該当の払い戻し金額が振り込まれます。
※助成額は、「接種時に実際に支払った額」と「阿見町が定める助成上限額」を比較し、少ない方の金額になります。お支払いいただいた金額によっては全額助成とはならない場合がありますのでご了承ください。